

■報告第7号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

【要旨】

町営住宅家賃滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【専決処分日】

平成30年10月1日

【事件の概要】

平成 年 月 日の入居決定から現在まで町営住宅に入居している者に係る滞納家賃について、本町からの再三にわたる督促状や催告書の送付にも納付がなく、本町と交わした分割納付誓約も一切履行されなかったため、滞納家賃等の支払いを求める訴訟を提起したものの。

【訴えの内容】

相手方	四万十町 四万十町
訴えの要旨	(1) 相手方らは、滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。
滞納家賃	金587,900円 内訳（平成30年8月末までの総額）
訴訟遂行の方針	(1) 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、税務課職員を訴訟代理人と定める。 (2) 60万円以下の金銭の支払いを求めた訴訟であるため、民事訴訟法368条の規定に基づく少額訴訟により裁判を求める。 (3) 上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方らと和解することができる。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（長の事務の委任・臨時代理）

第 153 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 町営住宅の家賃その他町営住宅賃貸借契約から生ずる入居者の債務の履行の請求又は町営住宅の明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2～6 略

民事訴訟法（抜粋）

（少額訴訟の要件等）

第 368 条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。